

品川区告示第317号

氏名 市川 大輔

書類 地方税法第331条および国税徴収法第54条の規定に基づく通知

上記の者に対して、令和8年5月25日付で当該書類を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

令和8年6月8日

品川区長 森澤 恭子